

ARIBからの
お知らせ

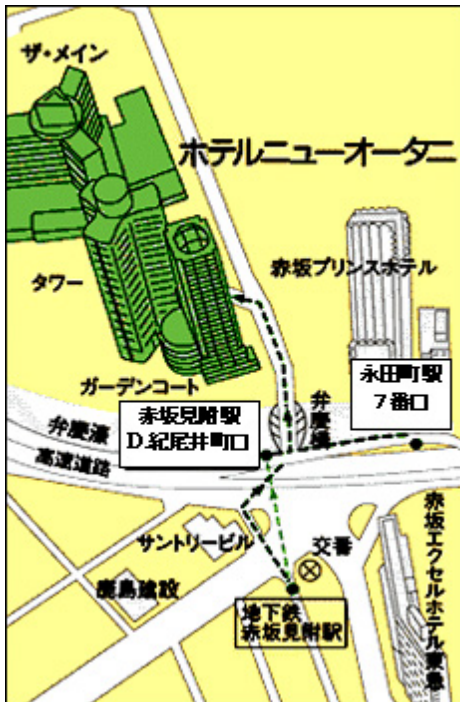
社団法人電波産業会 第25回通常総会の開催のお知らせ

会員の皆様には、別途文書でお知らせしましたが、第25回通常総会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

なお、同通常総会終了後、引き続き懇親会を開催いたしますので、併せてご出席ください。

記

- 1 日時 平成20年2月21日(木) 午後5時から5時30分まで
- 2 場所 ホテルニューオータニ 鳳凰西の間 (タワー宴会場階)
千代田区紀尾井町4-1 (電話 03-3265-1111)
- 3 議題 (1) 平成20年度の事業計画及び収支予算について
(2) その他
- 4 懇親会 時間 午後5時30分から7時まで
場所 ホテルニューオータニ 鳳凰東の間 (タワー宴会場階)



会場への行き方

- 地下鉄半蔵門線/有楽町線/南北線・永田町駅下車、7番口より徒歩3分
- 地下鉄丸の内線/銀座線・赤坂見附駅下車、D番口より徒歩3分
- 地下鉄有楽町線・麴町駅下車徒歩6分
- 地下鉄丸の内線・南北線/JR中央線/総武線・四ツ谷駅下車徒歩8分

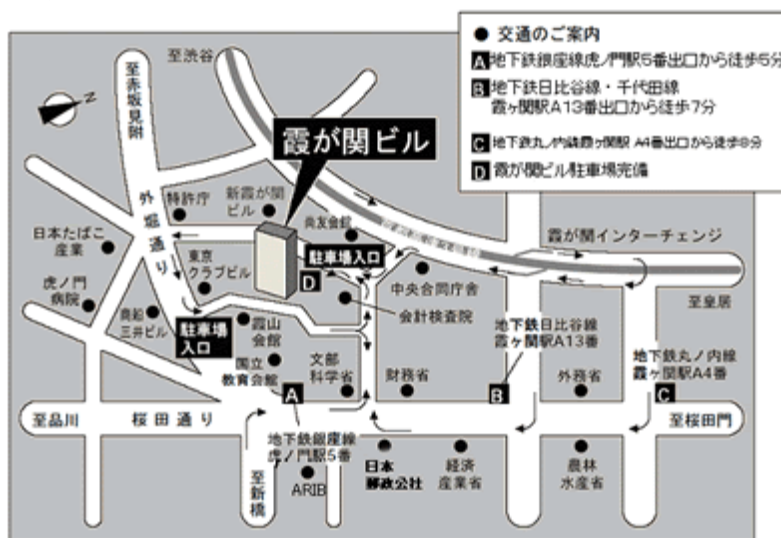
2011年の地上デジタル放送への完全移行に向け、今後、全国で中小規模の中継局整備が加速される予定ですが、一方で、デジタル放送が中継局の地理的關係により良好に受信できない、いわゆる「デジタル混信」やビル等の建造物によって発生した陰による「建造物遮へい難視」の難視問題に対する対策も求められつつあります。

また、放送波を受信してごく小さな電力により再送信を行うことで難視状態を解消する「ギャップファイラー」については、比較的小規模な無線設備の構成となることから、難視が発生しているエリアに対して経済的かつ迅速に置局できるという特徴を有しており、制度化への期待が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会では、これら難視対策用ギャップファイラーに関する技術的条件について検討を行いましたので、その検討結果について、ご講演をいただきます。

記

- 1 日時 : 平成20年3月4日(火) 午後2時から3時30分まで
- 2 場所 : 東京會館 ゴールドスタールーム (霞が関ビル35階)
東京都千代田区霞が関3-2-5 TEL:03-3581-9161
- 3 題名 : 「地上デジタル放送における難視対策のための
ギャップファイラーに関する技術的条件」
- 4 講師 : 総務省 情報通信政策局 放送技術課
課長補佐 山口 真吾 様
- 5 対象 : ARIB正会員及び賛助会員
- 6 参加者 : 120名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます)
- 7 申込先 : 当会ホームページのセミナー講演会等の申込受付まで
(<https://www.arib.or.jp/cgi-bin/semi/usr/general.cgi>)
- 8 参加費 : 無料
- 9 会場案内



霞が関ビル35階 東京會館 ゴールドスタールーム

問合せ先
企画国際部 小南
TEL:03-5510-8592
FAX:03-3592-1103

周波数割当計画の一部変更等に係る意見募集
(新幹線列車内でインターネット接続サービスが実現)
【平成20年1月25日総務省報道発表から】

総務省は、長時間にわたる高速移動中の新幹線列車内において、安定したインターネット接続サービスを実現するために必要な規定の整備をするため、周波数割当計画の一部変更案並びに無線設備規則第57条の3の2第1項ただし書等の規定に基づく同規則第57条の3の2第1項各号の条件を適用しない無線設備を使用する無線局及び当該無線局の無線設備に係る占有周波数帯幅の許容値を定める件及び電波法関係審査基準の一部改正案等（以下「改正案」といいます。）を作成しました。

つきましては、改正案について、平成20年1月25日から2月25日までの間、意見を募集します。

1 改正の背景、理由

近年、無線LANや携帯電話等の移動体におけるインターネット利用が増加している中、長時間にわたる高速移動中の新幹線列車内においても、安定したインターネット接続サービスの提供を受けたいとするニーズに応えるため、周波数の有効利用を図りつつ通信が可能な漏洩同軸ケーブル方式を利用したインターネット接続サービスが可能となるよう、関係規定の整備を行うものです。

2 意見募集対象

- ◎周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）の一部を変更する告示案
- ◎無線設備規則第57条の3の2第1項ただし書等の規定に基づく同規則第57条の3の2第1項各号の条件を適用しない無線設備を使用する無線局及び当該無線局の無線設備に係る占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成11年郵政省告示第179号）の一部を改正する告示案
- ◎電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）を改正する訓令案

3 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに施行する予定です。

なお、詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080125_6.html)を参照して下さい。

航空監視システムの無線設備の技術的条件を定める告示の
一部改正案に係る意見募集
(ADS-Bに係る無線設備の導入に伴う制度整備)
【平成20年1月24日総務省報道発表から】

総務省は、昭和63年郵政省告示第874号（ATCRBSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（以下「告示案」といいます。）

を作成しました。

つきましては、この告示案について、平成20年1月24日から2月25日までの間、意見を募集します。

1 改正の背景等

航空監視システムは、航空路における管制業務に必要な航空路監視レーダーを始めとして、航空機の位置情報等を取得するための重要なシステムです。当該システムにおいて中心的な役割を担う航空機搭載のATCトランスポンダ（※1）については、ICAO（国際民間航空機関）において、位置情報等の高度化のための標準化が行われたところであり、総務省においても航空監視システムの高度化に係る無線設備の技術的条件のうち平成19年9月にADS-B（※2）に係る無線設備の技術的条件について情報通信審議会から答申を受けたところです。

本件は、当該情報通信審議会答申を踏まえ、ADS-Bに係る無線設備の技術基準等を定めるため、関連規定の一部を改正するものです。

- （※1）：ATCトランスポンダ(Air Traffic Control：航空交通管制)
航空機の位置、識別、高度その他の情報を取得するための航空機搭載無線設備
- （※2）：ADS-B (Automatic Dependent Surveillance-Broadcast：放送型自動位置情報伝送・監視)
ATCトランスポンダに具備されるSSRモードS（※3）を活用したシステム
- （※3）：SSRモードS(Secondary Surveillance Radar：二次監視レーダー)
航空機の位置、識別、高度その他の情報を取得するための無線設備のうち個別質問機能を有するもの

2 改正の概要

昭和63年郵政省告示第874号（ATCRBSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）について、ADS-Bに係る無線設備の技術基準等に関する制度整備を行います。

3 今後の予定

皆様から寄せられた意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

なお、詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080124_3.html)を参照して下さい。

編集後記

2月の行事といえば、節分がありますが、節分といえば昔から厄除けの豆まきと決まっていたように思いますが、最近では恵方巻きと言って巻き寿司を恵方に向かって丸かぶりする風習が広まってきています。

昔は、関西の一部の風習だったようですが、大阪の海苔問屋組合の宣伝がきつ

かけで全国に広まり、今では全国のスーパーやコンビニでも売られています。
今年の恵方は南南東だそうです。本号が発行されるころには節分は終わっていますが、試してみられましたか。

[ページの先頭に戻る](#) ▲